

小樽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 131,744	千円 57,577,187	千円 906	千円 9,232,601	% 16.0	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	1,040	千円 4,072,438	千円 707,702	千円 1,286,689	千円 6,066,829	千円 5,833	千円 6,076

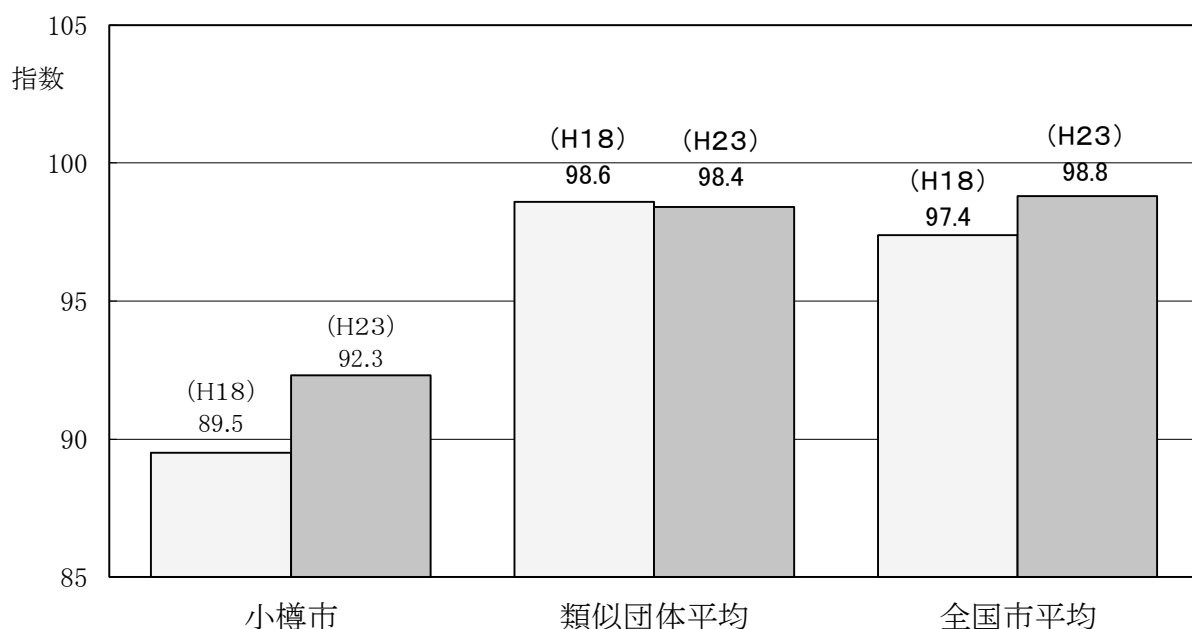
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特別職等の給料月額において、市長は30%、副市長は18%、教育長は13%減額しており、これを基礎として計算される手当にも反映しています。期末手当について、平成22年度は支給率を0.45か月独自削減し年間3.5か月としております。また、期末手当計算の基礎額に係る役職加算も凍結しています。平成23年度の期末手当については、独自削減措置の終了により、支給率を年間3.95か月としています。

一般職（教育長を除く）においては、平成16年度から段階的に給料月額の独自削減を実施し、医師以外の職員について、平成22年度は4.5%から4.7%の独自削減を行っており、これを基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当についても平成9年10月から一部削減しており、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し77種類から21種類へ削減しましたが、医師確保の観点から、平成22年度より30種類となっています。退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。期末勤勉手当について、平成23年度は、支給率を年間3.95か月としています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号俸の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	—	—
最高号俸の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	—	—

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

1)一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小樽市	44.3 歳	317,120 円	364,879 円	355,013 円
北海道	45.3 歳	327,401 円	395,579 円	373,413 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体	43.6 歳	334,893 円	407,082 円	367,964 円

2)技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
小樽市	51.1 歳	105 人	335,472 円	370,858 円	369,906 円		歳	円	
うち運転手	53.9 歳	11 人	348,155 円	388,237 円	386,966 円	自家用乗用自動車運転者	50.7 歳	246,300 円	1.6
うち用務員	50.8 歳	14 人	333,421 円	372,069 円	365,867 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.8
うち給食調理員	57.2 歳	9 人	355,922 円	376,266 円	379,816 円	調理士	42.0 歳	226,600 円	1.7
うち清掃作業員	52.4 歳	18 人	339,106 円	367,664 円	371,963 円	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.3
北海道	48.8 歳	443 人	317,658 円	348,522 円	349,305 円		歳	円	
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円		歳	円	
類似団体	48.6 歳	75 人	321,628 円	359,578 円	340,592 円		歳	円	

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
小樽市	5,740,787 円	—	—
うち運転手	6,011,244 円	3,409,700 円	1.8
うち用務員	5,733,781 円	2,943,200 円	1.9
うち給食調理員	5,810,204 円	3,016,900 円	1.9
うち清掃作業員	5,718,887 円	4,035,300 円	1.4

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20～22年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

3)教育職（指導主事及び社会教育主事）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小樽市	47.3 歳	383,767 円	439,985 円
北海道	42.5 歳	347,895 円	396,544 円
類似団体	41.9 歳	318,462 円	347,088 円

（注）1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区分		小樽市	北海道	国
一般行政職	大学卒	166,000 円	159,285 円	172,200 円
	高校卒	133,700 円	129,592 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,700 円	129,592 円	137,200 円
	中学卒	129,400 円	—	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,263 円	282,786 円	329,823 円
	高校卒	210,300 円	254,967 円	303,367 円
技能労務職	高校卒	(該当者なし) 円	315,150 円	332,140 円
	中学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
教育職	大学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

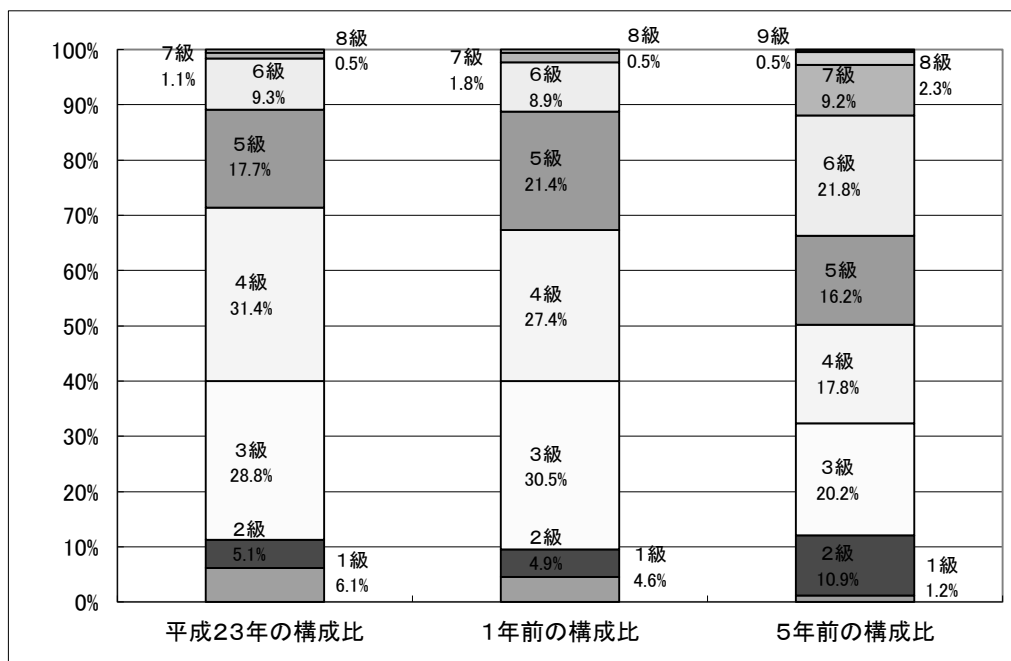
※ 技能労務職の平均給料月額が高いのは、一般行政職と比較し、平均的に採用時の年齢が高いため。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	複雑又は困難な業務を処理する部長職	3人	0.5%
7級	部長職・複雑又は困難な業務を処理する部次長職	6人	1.1%
6級	部次長職・複雑又は困難な業務を処理する課長職	53人	9.3%
5級	課長職・特に複雑又は困難な業務を処理する係長職	101人	17.7%
4級	複雑又は困難な業務を処理する係長職・複雑又は困難な業務を処理する主任職	179人	31.4%
3級	係長職・主任職	164人	28.8%
2級	高度の知識又は経験を必要とする係員	29人	5.1%
1級	係員	35人	6.1%

- (注) 1 小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注1) 平成19年度に9級制から8級制に変更している。（給与構造改革の導入にあわせ、旧給料表の3級と4級を統合等）
 (注2) 級別毎に小数点第2位を四捨五入しているため、構成比合計割合が100%にならない場合もある。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日(昇給日)として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
なお、平成20年12月から、管理職(課長職以上)を対象とした能力・業績に基づく人事評価の試行を開始。
2. 昇給への勤務成績の反映状況
一部、人事評価を試行中であるが(管理職)、まだ本格的な実施ではないため、病気休暇等以外の理由による昇給区分の差は設けていない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小 樽 市	北 海 道	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,237 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,582 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.30 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% 医師以外の職員は、上記加算を凍結 (平成20年4月から平成22年11月まで)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づいた勤務成績の評定は現在行っていないが、平成20年12月から、管理職(課長職以上)を対象とした能力・業績に基づく人事評価を試行している。
2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況
一部、人事評価を試行中であるが(管理職)、まだ本格的な実施ではないため、成績率による差は設けず(病気休暇等による在職期間の除算はあり)、一律の支給(6月:70/100、12月:65/100)を行った。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

小 樽 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	2,006 千円	22,818 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			51,041 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			1,134,235 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師・歯科医師	15 %	44 人	15 %
東京事務所勤務の職員	18 %	1 人	18 %

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		436,827 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		1,386,752 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		19.0 %	
手当の種類(手当数)		30	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	消防職員	消防職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において放水、人命救助、破壊、機関操作、吸水又は救急活動に従事する勤務	1日につき 840円
危険業務手当	消防職員以外	前号に掲げる職員以外の職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき 730円
危険業務手当	建設部職員	建設部に所属する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で総務部長が定めるものに従事する勤務	1日につき 300円
不快業務手当	生活環境部職員	生活環境部に所属する職員が、し尿浄化槽内において行う当該浄化槽の清掃作業及びこれに付随する作業に従事する勤務	1日につき 550円
困難業務手当	消防職員	消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回につき 1,100円
		消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	勤務1回につき 730円
		消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる通信指令業務に従事する勤務でその勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	勤務1回につき 410円
医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表の適用を受ける者が従事する勤務	1月につき 50,000円
調査研究手当	保健所長である医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	1月につき 150,000円
	保健所長以外の医師又は歯科医師	業務に必要な調査研究に従事する勤務	1月につき 50,000円
保健所診療業務手当	保健所長である医師	保健所における診療業務に従事する勤務	1月につき 150,000円
	保健所長以外の保健所医師又は歯科医師	保健所における診療業務に従事する勤務	1月につき 50,000円
週休日等通勤費(企業職員以外)	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費
企業職員有害業務手当	病院の診療放射線技師又はエックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する勤務	1月につき 7,000円
企業職員困難業務手当	病院の助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回につき 6,800円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	勤務1回につき 3,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	勤務1回につき 2,900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表(1)の適用を受ける者が調査研究に従事する勤務	1月につき 100,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	院長及び副院長が医療業務に従事する勤務	1月につき管理者が別に定める額
		医療部長が医療業務に従事する勤務	1月につき 90,000円
		勤続年数が1年以上の医長が医療業務に従事する勤務	1月につき 68,000円
		勤続年数が1年未満の医長が医療業務に従事する勤務	1月につき 65,000円
		勤続年数が8年以上の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 40,000円
		勤続年数が5年以上8年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 37,000円
		勤続年数が3年以上5年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 32,500円
		勤続年数が1年以上3年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 31,000円
勤続年数が1年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 29,500円		
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が患者の往診に従事する勤務	当該往診に係る往診料の100分の50に相当する額
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	管理者が指定する休日救急当番日において日直勤務を命ぜられた医師が医療業務に従事する勤務	1日につき 40,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	前号に規定する日以外の日に宿日直勤務を命ぜられた医師が医療業務に従事する勤務	1日につき 10,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	正規の勤務時間外において宿日直勤務を命ぜられた医師以外の医師が救急又は入院患者の病状急変のため呼出しを受けて診療に従事する勤務	勤務1回につき10,000円。ただし、当該勤務に従事した引き続き時間が4時間以上となったときは20,000円、1日の中における3回目及び4回目の呼出しのときは5,000円とし、5回目以降は支給せず、かつ、1日の支給限度額は30,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	正規の勤務時間外において医師が緊急の手術に従事する勤務	勤務1回につき10,000円。ただし、当該勤務に従事した引き続き時間が4時間以上となったときは20,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	管理者が指定する救急当番日のうち宿日直勤務を命ぜられた日以外の日における医師の市内での待機	1日につき 5,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	休日等において宿日直勤務を命ぜられた医師以外の医師が術後回診等に従事する勤務	1日につき 5,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	休日等において宿日直勤務を命ぜられた医師以外の医師が透析診療に従事する勤務	1日につき30,000円。ただし、当該勤務に従事した引き続き時間が7時間45分を超えたときは40,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医師が保健所の主催する健診業務に従事する勤務	勤務1回につき 10,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医師が小樽市病院事業使用料及び手数料条例施行規程(平成21年小樽市病院局規程第21号)第3条第3号の表左欄に掲げる診断書又は証明書を作成する勤務	勤務1回につき作成した同表左欄に掲げる診断書又は証明書の区分に応じ、同表右欄に定める額の2分の1の額
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	兼務の発令を受け、小樽病院に勤務する医師が医療センターで、医療センターに勤務する医師が小樽病院で、それぞれ診療に従事する勤務	1日につき 5,000円
企業職員(病院) 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	管理者が特に認める勤務	管理者が定める額
企業職員 医事手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が診療に従事した場合	管理者が定める額
企業職員 危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき730円
企業職員 不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	1日につき400円
企業職員(水道) 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費

※再任用短時間勤務職員の月額手当・日額手当は、勤務時間に応じて割り落とした額となる。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	319,566 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	327 千円
支給実績(21年度決算)	326,636 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	334 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,000円 ②配偶者以外 月額 6,500円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	—	213,244 千円	239,331 円
住居手当	①借家の場合 月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額 (上限 月額 27,000円) ②持家の場合月額7,000円 23年3月31日において支給要件に該当し、23年4月1日以降も引き続き同一の住居に居住し、支給要件に該当している場合	異	国 持家の場合 支給なし	188,557 千円	147,311 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	118,258 千円	100,645 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減あり) ①部長職 月額 65,250円 ②次長職 月額 52,200円 ③課長職 月額 41,400円	異	国 定額制だが支給額が異なる	126,719 千円	550,951 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外手当を含む	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合、1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	52,864 千円	123,803 円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直 1回4,200円(半日直2,100円) ②病院において入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直 1回20,000円 ③緊急医療従事及び器具等監視 1回5,900円(半日直2,950円) ④常直的な宿日直勤務 月額21,000円 (勤務日数が月の2分の1以下の場合 月額10,500円)	同	—	47,882 千円	420,017 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし	同	—	146,665 千円	120,400 円
単身赴任手当	勤務異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす場合支給 23,000円に交通距離に応じて加算する額(上限45,000円)を月額として支給	同	—	696 千円	696,000 円

※ 「5 職員の手当の状況」に記載している決算額は全会計(病院事業会計・上水道事業会計・下水道事業も含む)を合計したものです。

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	688,100 円	(983,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	649,440 円	(792,000 円)	1,008,000 円/	630,000 円		
	収 入 役	— 円	(— 円)	840,000 円/	582,400 円		
				— 円/	— 円		
報 酬	議 長	507,300 円	(534,000 円)	623,000 円/	431,000 円		
	副 議 長	457,900 円	(482,000 円)	538,000 円/	369,000 円		
	議 員	418,950 円	(441,000 円)	490,000 円/	339,000 円		
期 末 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(23年度支給割合)		3.95 月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(23年度支給割合)		3.95 月分			
退 職 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		給料月額×支給率(540/100)×勤続年数		14,862,960	任期毎		
		給料月額×支給率(450/100)×勤続年数		11,689,920	任期毎		
	備 考	収入役は平成18年度から配置せず					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

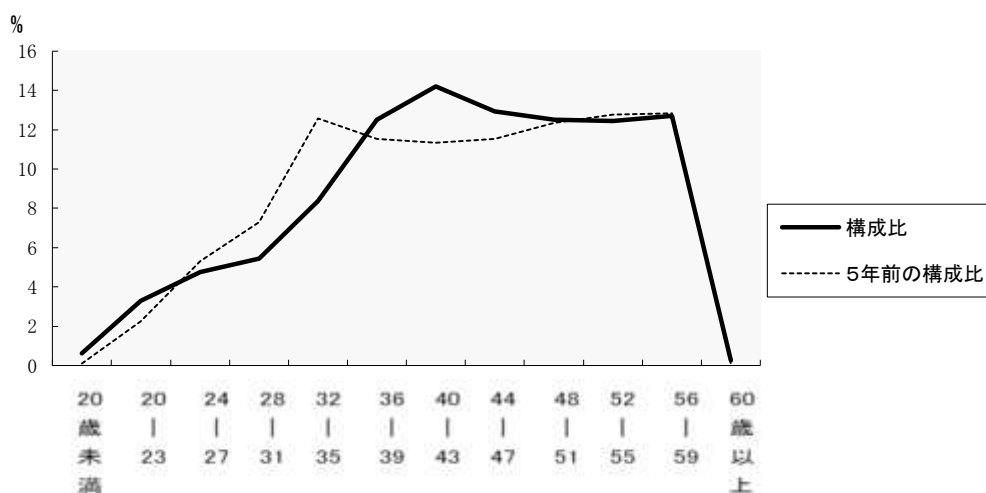
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	10	▲ 1	欠員不補充
		総 務	167	169	▲ 2	欠員不補充
		税 務	64	64	0	
		労 働	2	1	1	欠員補充
		農林水産	12	12	0	
		商 工	29	30	▲ 1	欠員不補充
		土 木	115	112	3	欠員補充
		民 生	162	163	▲ 1	欠員不補充
	衛 生	92	99	▲ 7	欠員不補充、業務の見直し	
		小 計	652	660	▲ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.49人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.49人)
	教 育 部 門	131	140	▲ 9	民間委託	
	消 防 部 門	243	241	2	欠員補充	
	小 計	1,026	1,041	▲ 15	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.88人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.49人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	478	477	1	欠員補充	
	水 道	65	68	▲ 3	欠員不補充	
	下 水 道	16	16	0		
	そ の 他	55	57	▲ 2	欠員不補充	
	小 計	614	618	▲ 4		
合 計		1,640 [2,479]	1,659 [2,479]	▲ 19 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 124.48人 消防団を除くと1,965	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	10人	54人	78人	89人	137人	205人	233人	212人	205人	204人	208人	4人	1,639人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	800	753	714	675	660	652	▲ 148 (▲18.5%)
教育	185	179	166	153	140	131	▲ 54 (▲29.2%)
消防	254	250	249	242	241	243	▲ 11 (▲4.3%)
普通会計	1,239	1,182	1,129	1,070	1,041	1,026	▲ 213 (▲17.2%)
公営企業等会計	719	713	681	624	618	614	▲ 105 (▲14.6%)
総合計	1,958	1,895	1,810	1,694	1,659	1,640	▲ 318 (▲16.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	2,431,309	431,848	561,473	23.1	21.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	69	266,285	45,299	86,139	397,723	5,764	7,251

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成16年度から段階的に給料月額を独自削減を実施し、平成22年度は4.5%から4.7%の独自削減を行っており、これを基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当についても平成9年10月から一部削減しており、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し15種類から4種類へ削減、さらに平成21年度に1種類削減し、3種類となっています。

退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。期末勤勉手当について、平成23年度は、支給率を年間3.95か月としています。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小樽市	47.8歳	340,108円	522,668円
団体平均	45.6歳	362,100円	535,892円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(22年度) 1,256千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,510千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.30月分 勤勉手当 1.35月分 (-)月分 (-)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% 上記加算を凍結 (平成20年4月から平成22年11月まで)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 千円 23,413千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 千円 14,981千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給対象者なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		27 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		2,701 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		14.3 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	1日につき400円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	8,719 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	143 千円
支給実績(21年度決算)	10,971 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	164 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,000円 ②配偶者以外 月額 6,500円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	—	11,359 千円	231,806 円
住居手当	①借家の場合 月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額 (上限 月額 27,000円) ②持家の場合月額7,000円 23年3月31日において支給要件に該当し、23年4月1日以降も引き続き同一の住居に居住し、支給要件に該当している場合	同	—	8,963 千円	144,556 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	5,579 千円	96,189 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減あり) ①部長職 月額 65,250円 ②次長職 月額 52,200円 ③課長職 月額 41,400円	同	—	4,804 千円	533,800 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし	同	—	6,793 千円	101,385 円

(2) 下水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 2,963,802	千円 724,716	千円 207,662	% 7.0	% 4.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	17	千円 65,618	千円 15,333	千円 21,651	千円 102,602	千円 6,035	千円 7,442

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

平成16年度から段階的に給料月額のみ独自削減を実施し、平成22年度は4.5%から4.7%の独自削減を行っており、これを基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当についても平成9年10月から一部削減しており、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し15種類から4種類へ削減、さらに平成21年度に1種類削減し、3種類となっています。

退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。期末勤勉手当について、平成23年度は、支給率を年間3.95か月としています。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小樽市	43.3歳	325,988円	521,451円
団体平均	44.5歳	358,932円	530,720円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(22年度) 1,274千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,494千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.30月分 勤勉手当 1.35月分 (-)月分 (-)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% 上記加算を凍結 (平成20年4月から平成22年11月まで)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 千円 23,400千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 なし 1人当たり平均支給額 千円 13,721千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
支給対象者なし	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		20 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		3,940 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		29.4 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険業務手当	水道局職員	警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき730円
不快業務手当	水道局職員	下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	1日につき400円
週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	6,024 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	376 千円
支給実績(21年度決算)	5,132 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	321 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,000円 ②配偶者以外 月額 6,500円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	—	3,477 千円	231,800 円
住居手当	①借家の場合 月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額 (上限 月額 27,000円) ②持家の場合 月額7,000円 23年3月31日において支給要件に該当し、23年4月1日以降も引き続き同一の住居に居住し、支給要件に該当している場合	同	—	2,212 千円	138,250 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	1,222 千円	93,997 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減あり) ①部長職 月額 65,250円 ②次長職 月額 52,200円 ③課長職 月額 41,400円	同	—	497 千円	496,800 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外手当に含む	
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対して、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし	同	—	1,883 千円	110,741 円

(3) 病院事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	9,217,393	1,199,623	3,719,291	40.4	41.1

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平 均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	478	1,753,862	1,383,302	582,127	3,719,291	7,781	7,255

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

医師以外の一般職においては、平成16年度から段階的に給料月額を独自削減を実施し、平成22年度は4.5%から4.7%の独自削減を行っており、これを基礎として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当についても平成9年10月から一部削減しており、平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額しており、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施しましたが、医師確保の観点から、平成22年度より18種類となっています。

退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。期末勤勉手当について、平成23年度は、支給率を年間3.95か月としています。

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 樽 市	41.3 歳	320,314 円	561,476 円
うち医師	45.6 歳	591,442 円	1,604,756 円
うち看護師	39.4 歳	280,209 円	440,427 円
うち事務職員	47.3 歳	340,011 円	512,764 円
団 体 平 均	40.1 歳	327,990 円	565,102 円
うち医師	43.8 歳	570,112 円	1,376,318 円
うち看護師	37.9 歳	287,568 円	453,757 円
うち事務職員	43.8 歳	342,657 円	518,520 円
事 業 者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小 樽 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(22年度) 1,218 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,345 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 医師以外 2.30 月分 (-) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% 医師以外の職員は、上記加算を凍結 (平成20年4月から平成22年11月まで)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

小 樽 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	なし	
1人当たり平均支給額	千円	3,081 千円	1人当たり平均支給額	千円	6,379 千円

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		42,047 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		1,001,119 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師	15 %	41 人	15 %

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)		427,474 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		1,644,131 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		53.8 %	
手当の種類(手当数)		18	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業職員 有害業務手当	病院の診療放射線技師又は エックス線助手	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する勤務	1月につき 7,000円
企業職員 困難業務手当	病院の助産師、看護師又は 准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回につき 6,800円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	勤務1回につき 3,300円
		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務で、その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	勤務1回につき 2,900円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医療職給料表の適用を受ける者が調査研究に従事する勤務	1月につき 100,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	院長及び副院長が医療業務に従事する勤務	1月につき管理者が別に定める額
		医療部長が医療業務に従事する勤務	1月につき 90,000円
		勤続年数が1年以上の医長が医療業務に従事する勤務	1月につき 68,000円
		勤続年数が1年未満の医長が医療業務に従事する勤務	1月につき 65,000円
		勤続年数が8年以上の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 40,000円
		勤続年数が5年以上8年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 37,000円
		勤続年数が3年以上5年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 32,500円
		勤続年数が1年以上3年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 31,000円
勤続年数が1年未満の医師が医療業務に従事する勤務	1月につき 29,500円		
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が患者の往診に従事する勤務	当該往診に係る往診料の100分の50に相当する額
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	管理者が指定する休日救急当番日において日直勤務を命ぜられた医師が医療業務に従事する勤務	1日につき 40,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	前号に規定する日以外の日に宿日直勤務を命ぜられた医師が医療業務に従事する勤務	1日につき 10,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	正規の勤務時間外において宿日直勤務を命ぜられた医師以外の医師が救急又は入院患者の病状急変のため呼出しを受けて診療に従事する勤務	勤務1回につき10,000円。ただし、当該勤務に従事した引き続き時間が4時間以上となったときは20,000円、1日の中における3回目及び4回目の呼出しのときは5,000円とし、5回目以降は支給せず、かつ、1日の支給限度額は30,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	正規の勤務時間外において医師が緊急の手術に従事する勤務	勤務1回につき10,000円。ただし、当該勤務に従事した引き続き時間が4時間以上となったときは20,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	管理者が指定する救急当番日のうち宿日直勤務を命ぜられた日以外の日における医師の市内での待機	1日につき 5,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	休日等において宿日直勤務を命ぜられた医師以外の医師が術後回診等に従事する勤務	1日につき 5,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	休日等において宿日直勤務を命ぜられた医師以外の医師が透析診療に従事する勤務	1日につき30,000円。ただし、当該勤務に従事した引き続き時間が7時間45分を超えたときは40,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医師が保健所の主催する健診業務に従事する勤務	勤務1回につき 10,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	医師が小樽市病院事業使用料及び手数料条例施行規程(平成21年小樽市病院局規程第21号)第3条第3号の表左欄に掲げる診断書又は証明書を作成する勤務	勤務1回につき作成した同表左欄に掲げる診断書又は証明書の区分に応じ、同表中欄に定める額の2分の1の額
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	兼務の発令を受け、小樽病院に勤務する医師が医療センターで、医療センターに勤務する医師が小樽病院で、それぞれ診療に従事する勤務	1日につき 5,000円
企業職員 医師業務手当	医師又は歯科医師	管理者が特に認める勤務	管理者が定める額
企業職員 週休日等通勤費	交通機関での通勤者(通勤手当として定期代相当額を支給されているものを除く。)	週休日又は休日に勤務命令を受けて勤務する際の交通費	交通費実費
企業職員 医事手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師が診療に従事した場合	管理者が定める額

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	114,491 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	341 千円
支給実績(21年度決算)	127,576 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	365 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	①配偶者 月額 13,000円 ②配偶者以外 月額 6,500円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	—	41,413 千円	223,854 円
住居手当	①借家の場合 月額 12,000円を超える家賃を支払っているときに限り一定の計算方法による額 (上限 月額 27,000円) ②持家の場合月額7,000円 23年3月31日において支給要件に該当し、23年4月1日以降も引き続き同一の住居に居住し、支給要件に該当している場合	同	—	50,934 千円	169,780 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機関・用具を利用する職員に支給	同	—	35,545 千円	113,926 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減あり) ①部長職 月額 65,250円 ②次長職 月額 52,200円 ③課長職 月額 41,400円	同	—	49,071 千円	570,593 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した場合に、1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	※時間外手当を含む	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職員に対し、その世帯区分に基づき支給 ①世帯主 月額 23,360円 ②準世帯主 月額 13,060円 ③非世帯主 月額 8,800円 ④その他 支給なし	同	—	36,890 千円	82,899 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合に、1時間当たりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額を時間数に応じて支給	同	—	38,888 千円	189,698 円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間以外の時間や休日に宿直や日直の勤務を行った場合に支給 ①通常の宿日直勤務 1回につき 4,200円(半日直の場合は、2,100円) ②病院において入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 1回につき20,000円 ③病院における緊急の医療従事や機器等の監視などを伴う宿日直勤務 1回につき5,900円(半日直の場合は、2,950円) ④常直的な宿日直勤務 月額21,000円(ただし、勤務日数が月の2分の1以下の日数の場合は、10,500円)	同	—	47,882 千円	478,820 円